

より高度な
バリアフリー
基準



条例ガイドライン
望ましい基準

福祉のまちづくり条例
大阪独自の上乗せ義務基準

バリアフリー法
全国一律の義務基準

福祉のまちづくりの推進 ~ 建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組 ~

大阪で暮らす方、訪れる方など、**全ての人が安全かつ快適に過ごせる福祉のまちづくりの実現**をめざし、大阪・関西万博を契機として、**多くの方が利用する建築物のバリアフリー化に向けた施策を重層的に展開**

取組 1 福祉のまちづくり条例の改正 R7.10公布/R8.4施行

➢ 建築物バリアフリー基準(義務基準)の見直し

1 トイレのバリアフリー化の促進

- トイレ内へ火災の発生を報知する **フラッシュライト**の設置を義務化 (延床面積10,000㎡以上)
- **大人用介護ベッド**の設置を要する施設の拡大 (延床面積10,000㎡以上→5,000㎡超)
- 大規模な建築物において **大人用介護ベッド複数設置を義務化** (延床面積10,000㎡超40,000㎡以下は2箇所、40,000㎡超は20,000㎡ごとに1箇所追加)
- 大人用介護ベッドの **長さに係る基準を見直し**(120cm以上→150cm以上)
- 大人用介護ベッドを設置した場合に **案内設備への表示を義務付け**

2 小規模店舗のバリアフリー化の促進

- 道等から利用居室までの経路等のバリアフリー化を促進するため、**義務化の対象となる施設の拡大**(延床面積200㎡以上→100㎡以上)

3 共同住宅(駐車場)のバリアフリー化の促進

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅において **幅の広い駐車区画(幅3.5m以上)の整備を義務化**(総駐車区画100区画ごとに1区画以上)



施行までの周知について

- ・ホームページ公表(R7.10)
- ・講習会、会報誌、メールマガジン
- ・逐条解説の改訂(現在改訂作業中)
- ・市町村や審査機関窓口での周知 等

ご協力をお願いします



取組 2 バリアフリーガイドラインの見直し・充実

➢ 万博での先導的な基準や取組の反映 等

R8.3改訂



改訂のポイント

- 大阪・関西万博での先導的な基準、取組等の反映
- 「当事者参画による設計・計画」の促進
- 既存施設(小規模店舗)の改修等促進
- よりわかりやすい構成(記載内容整理・名称変更等)

現在、福祉のまちづくり審議会において当事者・事業者・設計者等と改訂内容についての議論を重ねています

取組 3 既存ストックの改修促進

R7.8制度創設/R8.1末まで

➢ ホテル・旅館のバリアフリー改修等への補助制度創設

補助率

対象事業費の2/3以内 ※上限あり

補助対象事業

バリアフリー改修工事、設計
(スロープ・手すり設置、客室改修等)
備品購入(可搬スロープ等)



取組 4 バリアフリー情報の発信強化

➢ 「おおさかユニバーサルデザインマップ」公表 R8.3公表



利用者の利便性向上に資するよう、ホテルや公共施設など施設のバリアフリー情報ポータルサイトを構築し、年度内に公開します